

令和5年5月29日
教育委員会事務局

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について

令和5年5月8日以降の区立小・中学校、幼稚園での新型コロナウイルス感染症に係る対応について、下記のとおり報告する。

記

1. 主な感染症対策

(1) 感染状況が落ち着いている平時

家庭との連携による児童生徒等の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を継続し、これ以外の特別な対策は講じない。

なお、マスクの着用は求めないことを基本とし、日常的な消毒作業、給食時の黙食・パーテーションは不要とする。

(2) 感染流行時（学級閉鎖時など）

「近距離」、「対面」、「大声」での発声や会話を控える、触れ合わない程度の身体的距離を確保するなどの対策を講じることを検討する。

2. 出席停止の取り扱い

(1) 新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等については、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの期間を出席停止とする。

(2) 従来の濃厚接触者（同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等）にあたる者であっても、児童生徒等自身に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない（登校可能）。

(3) 感染不安で休ませたいと保護者から相談があった場合、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など合理的な理由があるほか、校長が相当な理由があると判断できる場合には、欠席としないことができる。

3. 臨時休業（学級閉鎖等）基準及び期間

季節性インフルエンザの対応に準ずる。

(1) 閉鎖基準

①学級の園児・児童・生徒の概ね25%以上が新型コロナウイルス感染症（様症状※含む）で欠席した場合に学級閉鎖を検討する。

※新型コロナウイルス感染症様症状：発熱、せき、強い倦怠感等

②上記①の目安に限らず、学級内の欠席状況や登校している園児・児童・生徒の体調、園医・学校医の意見、地域の流行状況などを参考に学級閉鎖を検討する。

(2) 閉鎖期間

園医・学校医と相談のうえ決定する。（概ね3日を想定）

4. 臨時休業・出席停止等の措置を講じた場合のICTの活用等による学習指導

出席停止の措置を講じた場合や、やむを得ず登校を控えている児童生徒に対してはオンライン授業を含むICTを活用した学習指導に取り組む。学級閉鎖の際にはオンライン授業を実施する。なお、児童生徒がICTを活用した学習を行った場合は「オンライン授業参加」として通知表や指導要録に記載する。

5. その他

保護者に向けては、今後の学校での感染症対応や登校にあたってのお願いについて別紙「保護者の皆様へ」により、5月11日付け「すぐーる」にて周知した。



保護者の皆様へ



新型コロナウイルス感染症への対応について、保護者の皆様には様々なご協力をいただき、ありがとうございます。今後の学校での感染症対応や登校にあたってのお願いについてお知らせします。引き続き皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

マスク着用の考え方について

学校では、児童・生徒及び教職員について**マスクの着用は求めません**。

なお、基礎疾患があるなど様々な事情により着用を希望する、または健康上の理由により着用できない児童・生徒もいます。ご家庭においては、マスク着用の有無による差別・偏見などがないようお子さまにお話してください。

登校にあたってのお願い

登校する前には、お子さまの健康状態についてご確認ください、**発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、登校せず**自宅で療養し、必要に応じて**医療機関を受診**してください。

なお、これまでのように「すぐーる」や「健康観察カード」などでの毎日の健康状態等についての学校への**報告は不要**となります。

(健康状態等の学校への報告については、学校により対応が異なる場合があります。)

新型コロナウイルス感染時の対応および出席停止などについて

お子さま本人の感染が、医療機関によって確認された場合は、出席停止となります。

本人に発熱や咽頭痛、咳等の**症状がある場合には、原則欠席扱い**ですが、**同居家族が感染している場合等については出席停止**となる場合があります。

お子さまへの感染が不安で休ませたい場合には、同居家族に高齢者やお子さま本人も含め基礎疾患がある方がいるなどの事情があって、登校を控える以外に他に手段がない場合など合理的な理由がある場合のほか、校長が相当な理由があると判断できる場合には欠席とはなりません。

詳細は、2ページ目をご覧ください。

学校での感染対策について

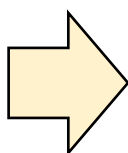
学校では、引き続き窓を開けての換気や、こまめな手洗いなどの**基本的な感染予防対策を継続**いたします。



今後の新型コロナウイルス感染症にかかる 出席停止等について

本人に症状がある場合、必要に応じて医療機関を受診してください。

お子さま本人の感染
が医療機関によって
確認された場合
(症状の有無に関わらず)



出席停止

【出席停止期間】

症状がある場合…発症した後五日
を経過し、かつ、症状が軽快し
た後一日を経過するまで
症状がない場合…検体を採取した
日から5日を経過するまで
※なお、お子さまの感染が確認された場
合、発症から10日を経過するまでは、
当該お子さまに対してのマスク着用を推
奨します。

同居家族が感染して
いるが、お子さま本
人の感染が医療機関
によって確認されて
いない場合



登校可能

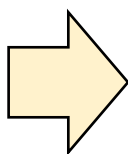


コロナの感染が疑われる場合は、
症状が無くなる、または
感染の疑いが無くなるまで

出席停止

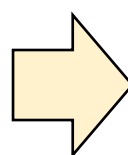
(医療機関で陰性が確認された場合、
判明日翌日以降は原則欠席扱い)

本人に発熱や咽頭
痛、咳等の症状があ
る場合



原則、欠席扱い

本人への感染が不安
で休ませたい場合



同居家族に高齢者やお子さま本人
も含め基礎疾患がある方がいるな
どの事情があって、登校を控える
以外に他に手段がない場合など合
理的な理由がある場合のほか、校
長が相当な理由があると判断でき
る場合には

欠席とはなりません